# 第 8 編　海上災害対策編

○ 本編では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策について記述する。

## 第 1 章　災害予防

### 第 1 節　海上交通の安全のための情報の充実

○ 重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図るものとする。

### 第 2 節　船舶の安全な運航の確保

○ 事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航労務監理官による監査において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事業の安全性の向上を図るものとする。

○ 船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図るものとする。また、事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図るものとする。

○ 国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件等のソフト面に関して、的確に外国船舶の監督（ポートステートコントロール）を実施し、海上人命安全条約（SOLAS 条約）等の国際基準に適合していない外国船舶（サブスタンダード船）の排除を図る。

○ 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、走錨リスクを判定するシステムの普及や必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難

勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。

## 第 3 節　船舶の安全性の向上

○ 船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督するものとする。

○ 確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援するものとする。

○ 国際条約等の規定に基づき、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等に係る国内規則の整備を図る。

○ 危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図るものとする。また、危険物運送の安全基準に関する条約等に基づき、国内規則の整備を図るものとする。

## 第 4 節　情報の収集・伝達体制の整備

第 1　情報伝達ルートの確立

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

第 2　情報伝達手段の確保

○ 発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者への携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。

第 3　多様な情報収集手段の確保

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める

## 第 5 節　災害応急体制の整備

第 1　乗船者の避難誘導体制の整備

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、発災時における乗船者の避難誘導に係わる体制の整備に努めるよう指導する。その際、避難者の集中・殺到や混乱の発生に十分に配慮、避難誘導の内容を乗組員に周知徹底するとともに、避難路等については、船内に掲示することにより、乗船者に対して明示する。このほか、乗組員を対象に発災時を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

第 2　負傷者の搬送体制等の整備

○ 船内で負傷者が発生した場合に備えて、警察、消防、海上保安庁、地方公共団体及び近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

## 第 6 節　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、港湾管理者、関係公共機関、関係事業者と協力して、港湾施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備について検討する。

## 第 7 節　被災施設の応急復旧体制の整備

○ 発災時に、港湾施設等の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備等を図る。また、発災時に、復旧に必要な技能を有する職員を必要に応じて、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に派遣するための体制を整備する。所管の特殊法人についても同様とする。

○ 発災時に、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、関係公共機関、関係事業者に対し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導する。

## 第 8 節　危険物等の大量流出時における体制の整備

○ 危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。また、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

○ 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

○ 油等流出事故発生時において、海域と沿岸域及び河口域の環境保全を図るとともに港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないよう、早期に対応が可能な浚渫兼油回収船等を整備するものとする。

## 第 9 節　被災者等に対する支援体制の整備

○ 海上運送事業者、関係機関等と連携の下、海上交通における事故災害の発生による乗客の被

災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

○ 海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画を海上運送事業者が策定するためのガイドラインを作成し、海上運送事業者に対して計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組みを図るものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

## 第 10 節　被災者等への情報提供体制の整備

○ 報道機関や通信会社と協力し、船舶や港湾施設の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に乗客の被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるよう、前節に掲げる乗客の被災者等に対する情報提供等を行うための体制の整備に努める。

## 第 11 節　二次災害の防止体制の整備

○ 港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

## 第 12 節　防災訓練及び防災についての啓発活動の実施

○ 発災時に応急対策が適切かつ円滑に行われるよう、以下の通り、防災訓練及び防災についての啓発活動を実施する。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に防災訓練及び防災についての啓発活動を鋭意実施するよう指導・助言する。

### 第 1　防災訓練の実施

○ 関係省庁、地方公共団体、港湾管理者、関係事業者、民間防災組織等と協力して、大規模災害の発生を想定した防災訓練を実施する。この場合、訓練内容が実践的で効果的なものとなるよう、事前に十分な準備を行うとともに、実施後にその結果を評価し、必要に応じて、防災対策の点検、見直しを行う。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

○ 訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 2　防災についての啓発活動の実施

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、防災思想の普及徹底及び防災知識・技能の向上を図るため、次のような啓発活動の実施に努める。

(1)　国土交通省及び関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした防災に関する研修会、講習会の開催。防災に関するパンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成、配布。

(2)　広く一般国民を対象とした防災に関する講演会、シンポジウムの開催。キャンペーン運動の展開。国の防災対策、交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を内容とするパンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成、配布。

### 第 13 節　海上交通環境の整備

○ 法令の定める技術基準に従い、港湾施設の整備等を行うことにより、海上交通の安全性の向上に努める。

### 第 14 節　防災に関する研究の推進

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の、資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

○ 研究により得られた成果を速やかに防災対策に反映させるよう努める。

○ 関係機関と協力し、海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し、再発防止対策のための措置に反映させる。

○ 我が国の危険物運送における事故防止のため、諸外国で起きた危険物の事故等について情報を入手するなど、諸外国との情報交換に努める。

### 第 15 節　再発防止対策の実施

○ 運輸安全委員会の勧告及び意見等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

## 第 2 章　災害応急対策

### 第 1 節　発災直後の応急対策

第 1　活動体制の確立

○ 海上災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体

制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 海上災害により油等の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模、予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に警戒本部を設置する必要があると認められるときは、内閣総理大臣に報告する。

第 2　政府対策本部等への対応

○ 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第 3　情報の収集・伝達

(1)　災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

○ 自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状況や港湾施設等の被害状況、海上交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。また、収集した情報については、適宜、総理大臣官邸、政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に伝達し、情報の共有化を図る。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(2)　情報伝達手段の確保

○ 発災後直ちに情報伝達手段の機能確認を行う。また、携帯電話・自動車電話、衛星通信、無線通信等を活用した緊急情報連絡用の回線設定に努める。

## 第 2 節　被災施設等の応急復旧

○ 港湾施設等の被害状況を早急に把握するとともに、被災した港湾施設等の応急復旧を迅速に行う。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、その管理する港湾施設等の被害状況の早急な把握、被災した港湾施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう調整を行うとともに、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）の地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣等を行う。

○ 所管の港湾施設等の復旧状況を政府対策本部等に速やかに報告する。

## 第 3 節　代替輸送の実施

○ 全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、港湾管理者と密

接に連携し、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

## 第 4 節　被災者等に対する支援体制の実施

第 1　被災者の避難場所の提供等

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を海上運送事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等により、被災者等への支援措置を講じるよう要請する。

○ また、被災地方公共団体、港湾管理者、関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行う。

第 2　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、被災地の住民に対し、運輸行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第 3　適切かつ公正な運輸サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な運輸サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、運輸サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

## 第 5 節　危険物等の大量流出に対する応急対策

○ 海上事故により大量の油等が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じる。

○ 油等流出事故が発生した場合、海上保安庁の要請を受けて、浚渫兼油回収船等を出動させ、防除活動を行う。

○ 危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

○ 船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。

## 第 6 節　被災者等への迅速な情報提供

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

○ 報道機関や通信会社と協力して、船舶や港湾施設の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、乗客の被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

## 第 7 節　二次災害防止対策の実施

○ 港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

## 第 8 節　自発的支援への対応

○ ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 海外からの支援の申入があり、政府対策本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等での策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

# 第３章　災害復旧

## 第１節　被災した港湾施設等の本格復旧

第１　基本方針

○ 自らまたは港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した港湾施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。また、被災した港湾施設等の本格復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害発生防止の観点から、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧を行う。

○ あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

第２　港湾管理者等に対する支援措置

○ 被災した港湾施設等の本格復旧にあたっては、港湾管理者、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した港湾管理者、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第３　利用者への情報提供

○ 被災した港湾施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。